



# 情報ひろば



## 児童手当現況届の提出

現況届の提出が必要な方には、関係書類を送付しています。

### 提出が必要な方

- ・児童または配偶者の住民票が本市にない方
- ・離婚協議中などで配偶者と別居中の方
- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が本市と異なる方
- ・第3子以降の加算を受けている方のうち、養育している大学生年代の子が「学生」以外の方
- ・本市の課税台帳で所得状況確認ができない方
- ・その他、市から提出の案内があった方

受付期限 6月30日(火)まで

受付場所 こども家庭センター（本館1階）※郵送可  
現況届が省略できる方

公簿等で現況確認ができる方には案内を送付せず、現況届を省略の上、審査しています。ただし、子の養育状況が認定時から変わった方は、その都度届出が必要です。特に、次の1・2に該当する方は注意してください。

1. 公務員になった方、公務員でなくなった方  
…手当の支給元が変わります。
2. 大学生年代の子を含む3人以上の児童を養育することとなった方  
…必要書類提出により、第3子以降の加算を受けることができます。

問い合わせ	こども家庭センター ☎ 22-2267 FAX 22-2245
-------	------------------------------------

## 下水道への接続をお願いします

下水道は衛生的で住みよい生活環境の実現をはじめ、川や海の水質保全など、大きな役割を担っています。下水道が整備された地域に在住で、まだ接続していない方は、早期の接続をお願いします。

市の下水道工事は「公共ます」まで行いますが、宅内の排水設備につきまちは、各家庭、事業所の負担となります。

問い合わせ	下水道課 ☎ 22-2258 FAX 22-2254
-------	-------------------------------

## 本人通知制度

「本人通知制度」とは、事前に登録している方に、住民票の写しや戸籍などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合、交付した事実を本人に書面で通知する制度です。

この制度は、住民票の写しなどの不正請求の抑止および不正取得による個人の権利侵害の防止を目的としています。制度を利用するためには、事前登録が必要です。

※代理人や第三者への住民票の写しなどの交付を拒否したり、交付の可否を問い合わせる制度ではありません。また、通知内容に請求者の氏名や住所などの個人情報に記載されません。

登録できる方 本市に住民登録（消除された住民票を含む）または本籍（除かれた戸籍を含む）がある方

登録方法および登録に必要なものなど、詳しくは問い合わせください。

問い合わせ	市民生活課 ☎ 22-2210 FAX 22-2245
-------	--------------------------------

## 「吉野川市ごみ分別ガイドブック（2026年度改訂版）」の配布について

この度、ごみ分別ガイドブックを改訂しました。自治会加入世帯には、6月発送分の自治会回覧に同封して送付しています。

また、自治会に未加入の方は、市役所本館1階市民ホールおよび各支所（川島、山川、美郷）に備え付けていますので、自由にお持ち帰りください。なお、郵送による配布は原則行っていません。（市ホームページでもご覧いただけます。）

家庭ごみを分別する際の参考にして、ごみの減量・資源化に協力をお願いします。



問い合わせ	運転管理センター ☎ 25-2111 FAX 25-2112
-------	-----------------------------------

## 市民提案型まちづくり推進事業補助金の事業案募集中!

市民（団体など）から地域課題や行政課題解決のための事業案を募集し、審査を経て採択された事業を実施するにあたって、必要な経費のうち対象となる部分について補助します。

### 対象となる事業および補助率

☆まちづくり推進事業【補助率：対象経費の2/3（上限50万円）】

対象団体が主となって地域課題を解決し、地域活性化を図ることを目的として実施する事業

申請方法 申請書類に記入の上、持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で応募してください。

〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1  
吉野川市役所 市民生活課 生活あんしん係宛

申請期限 6月30日(火)まで

詳細については、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ 二次元コード



●問い合わせ・申し込み 市民生活課 生活あんしん係 ☎22-2269 FAX22-2245  
Eメール anshin@yoshinogawa.i-tokushima.jp

## 地域活性化や地域課題の解決につながる取り組みを募集します

吉野川市では、企業版ふるさと納税を活用し、地域の魅力向上や課題解決に取り組む事業を支援する「地域活性化推進事業」を創設します。この制度により、地域に貢献したい事業者と企業を結びつけ、持続可能なまちづくりを目指します。

制度の概要

対象 吉野川市内に事業所を有する法人・個人事業者または団体  
 対象事業 「第3期吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に資する事業（例：吉野川ブランドの推進や観光振興など）で100万円以上の事業費を要するもの  
 補助額 企業から寄付を募り、集まった寄付総額の最大90%を補助金として交付  
 公募期限 8月21日(金)まで  
 ※提案を受けた事業について、書類審査、プレゼンテーション審査を行い、採否を決定し、令和9年度に企業から寄付を募り、事業を実施します。  
 市ホームページで制度や申請方法をご確認ください。

詳しくはこちら



市ホームページ 二次元コード

●問い合わせ 市長公室 ☎22-2203 FAX22-2244  
Eメール m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

## 2026年度 第2回吉野川市人権講座のご案内

と き 8月18日(火) 午後1時30分～午後3時 講師 社会福祉法人 いずみ福祉会 エグゼクティブ アドバイザー  
 ところ 吉野川市役所本館3階 大会議室 井上 とも子 さん

演 題 特別支援教育とインクルーシブ教育～いっしょにいていいの？～

参加費 無料 申込方法 電話、FAX、Eメールまたは二次元コードで申し込みください。  
申込期限 8月17日(月) 午後5時まで ※要事前申込



ホームページ 二次元コード

●問い合わせ・申し込み 人権課 人権教育・啓発推進協議会 ☎22-2229 FAX22-2247  
Eメール jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

防災行政無線電話音声案内サービス

☎22-2280

防災行政無線からの放送内容を聞き逃した場合、電話により放送内容を確認することができます。

